

二十五 旧第 46 条の 4 《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第 46 条の 4 《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》</u> <u>関係</u></p>
(廃止)	<p><u>(割増償却の対象となる漁船)</u></p> <p><u>46 の 4-1 措置法第 46 条の 4 の規定による割増償却の対象となる漁船は、同条第 1 項の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の前 4 年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において同項に規定する認定改善計画に従って取得等をし、漁業の用に供されたものであることを要するのであるから、同条第 2 項に規定する供用期間内に取得等をしたものであっても、当該事業年度開始の日の 4 年前の前日に開始した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）に取得等をしたものについては、同条の規定の適用がないことに留意する。</u></p>

二十六 第 47 条《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係

改 正 後	改 正 前
(中心市街地優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)	(特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)
47-1 措置法第 47 条の規定の適用を受けることができる同条第 1 項に規定する <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> （以下「 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u> 」という。）又は… ……………	47-1 措置法第 47 条の規定の適用を受けることができる同条第 1 項に規定する <u>特定優良賃貸住宅</u> （以下「 <u>特定優良賃貸住宅</u> 」という。）又は……………
(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)	(特定優良賃貸住宅等の範囲)
47-3 ……………	47-3 ……………

<p>.....<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>(<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47-8<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(特定再開発建築物等に<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>47-12</p> <p>.....<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....<u>中心市街地優良賃貸住宅部分</u>.....</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47-13<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>.....<u>特定優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>(<u>特定優良賃貸住宅</u>等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47-8<u>特定優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(特定再開発建築物等に<u>特定優良賃貸住宅</u>又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>47-12</p> <p>.....<u>特定優良賃貸住宅</u>.....<u>特定優良賃貸住宅部分</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47-13<u>特定優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....<u>特定優良賃貸住宅</u>.....</p> <p>.....</p>
--	---

二十七 第 47 条の 2 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>47 の 2-4 措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えた<u>エレベーター</u>を、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</p>	<p>(昇降機が設置されている建築物の範囲)</p> <p>47 の 2-4 措置法令第 29 条の 5 第 6 項第 2 号に規定する昇降機が設置されている特別特定建築物は、(1)及び(2)の階に停止するかごを備えた<u>昇降機</u>を、(1)の階ごとに一以上設置している建築物に限られることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、<u>車いす使用者用客室</u>又は<u>車いす使用者用浴室等</u>がある階</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>……………<u>障害者等</u>……………<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項の認定を受けた計画（同法第 18 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）</u>……………</p> <p>……………<u>当該建物に係るエレベーター</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>それぞれ次のエレベーターごとに</u>……………</p> <p>(1) 本文の一以上設置すべきこととされる<u>エレベーター</u></p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>エレベーター</u> <u>高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第 7 条第 5 項及び第 6 項に規定する事項</u></p> <p>ロ 主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する<u>エレベーター</u> <u>基準省令第 18 条により読み替えて適用される基準省令第 7 条第 3 項に規定する事項及び同条第 6 項（視覚障害者が利用する<u>エレベーター</u>に限る。）に規定する事項</u></p> <p>(2) (1)の<u>エレベーター</u>以外の<u>エレベーター</u></p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>エレベーター</u> <u>基準省令第 18 条により読み替えて適用される基準省令第 7 条第 2 項に規定する事項及び同条第 4 項に規定する事項</u></p> <p>ロ 主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する<u>エレベーター</u> <u>基準省令第 18</u></p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>身体障害者等</u>が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、<u>車いす使用者用浴室等</u>又は<u>車いす使用者用客室</u>がある階</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>……………<u>身体障害者等</u>……………<u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第 8 条に規定する計画</u>……………</p> <p>……………<u>当該建物に係る昇降機</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>それぞれ次の昇降機ごとに</u>……………</p> <p>(1) 本文の一以上設置すべきこととされる<u>昇降機</u></p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>昇降機</u> <u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第 12 条第 5 項及び第 6 項に規定する事項</u></p> <p>ロ 主として高齢者、<u>身体障害者等</u>が利用する<u>昇降機</u> <u>同規則第 21 条により読み替えて適用される同規則第 12 条第 3 項に規定する事項及び同規則第 12 条第 6 項（視覚障害者が利用する<u>昇降機</u>に限る。）に規定する事項</u></p> <p>(2) (1)の<u>昇降機</u>以外の<u>昇降機</u></p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する<u>昇降機</u> <u>同規則第 21 条により読み替えて適用される同規則第 12 条第 2 項に規定する事項及び同規則第 12 条第 4 項に規定する事項</u></p> <p>ロ 主として高齢者、<u>身体障害者等</u>が利用する<u>昇降機</u> <u>同規則第 21 条に</u></p>

条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項

より読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項

二十八 第52条の3（準備金方式による特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て）</p> <p>52の3-2特別償却準備金として積み立てた金額（当該事業年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）.....</p> <p>（適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し）</p> <p>52の3-3被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。）において当該特別償却準備金が積み立てられた事業年度.....当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人等が.....</p>	<p>（初年度特別償却に代える特別償却準備金の積立て）</p> <p>52の3-2特別償却準備金として積み立てた金額.....</p> <p>（適格合併等により引継ぎを受けた特別償却準備金の均分取崩し）</p> <p>52の3-3被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。）が当該特別償却準備金の積立てをした事業年度.....当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が.....</p>

二十九 第55条～第57条の9（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第55条～第57条の9</u>（共通事項）関係</p>	<p><u>第55条～第57条の8</u>（共通事項）関係</p>
<p>（海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例）</p> <p><u>55～57の9(共)-1</u></p>	<p>（海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例）</p> <p><u>55～57の8(共)-1</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57の9(共)－2</p> <p>.....<u>剰余金の処分</u>.....<u>剰余金の処分</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57の8(共)－2</p> <p>.....<u>利益又は剰余金の処分</u>.....<u>利益又は剰余金の処分</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>

三十 第55条（海外投資等損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)</p> <p>55-1</p> <p>.....<u>資本準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加による取得</u>.....<u>利益準備金の額の減少に伴う資本金の額若しくは出資金の額の増加による取得</u>.....<u>基本通達2-1-33(注)1</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(分割払込みをした場合の積立ての時期等)</p> <p>55-4 海外投資等損失準備金勘定の積立ては特定株式等を取得した事業年度に係る準備金として積み立てられるのであるが、.....それぞれその払込みをした事業年度に係る準備金としてその払込みをした金額を基礎としてその積立てを行うものとする。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7の2</p> <p>.....被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後</p>	<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)</p> <p>55-1</p> <p>.....<u>資本準備金の資本組入れによる取得</u>.....<u>利益準備金の資本組入れによる取得</u>.....<u>基本通達1-5-5</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(分割払込みをした場合の積立ての時期等)</p> <p>55-4 海外投資等損失準備金勘定の積立ては特定株式等を取得した事業年度において行うのであるが、.....それぞれその払込みをした事業年度においてその払込みをした金額を基礎としてその積立てを行うものとする。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55-7の2</p> <p>.....被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後</p>

設立法人をいう。以下 55-7 の 2 において同じ。) において当該海外投資等損失準備金が積み立てられた事業年度……………当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人等が自ら積み立てをしたものとみなして取り扱うものとする。

……………

設立法人をいう。以下 55-7 の 2 において同じ。) が当該海外投資等損失準備金の積立てをした事業年度……………当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積み立てをしたものとみなして取り扱うものとする。

……………

三十一 第 55 条の 6 《特定災害防止準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-1 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 32 条の 4 第 4 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(註) ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-1 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 32 条の 4 第 5 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(註) ……………</p> <p><u>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p><u>55 の 6-2 特定災害防止準備金のうち措置法令 55 条の 6 第 1 項の表の第 2 号に規定する廃棄物最終処分場に係るものを積み立てている法人において、当該準備金の各事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第 32 条の 4 第 10 項第 1 号に掲げる「最終処分災害防止費用の見積額」又は同項第 2 号に掲げる「廃棄物の最終処分の予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(註) <u>「最終処分災害防止費用の見積額」又は「廃棄物の最終処分の予定数量」</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p><u>55の6-2</u> ……措置法第55条の6第1項の表の第2号…</p> <p>…措置法令第32条の4第9項第1号…</p> <p>…</p> <p>(注) ……</p> <p>…措置法規則第21条の5第5項又は第7項…</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>55の6-3</u> ……</p>	<p><u>に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第21条の5第5項又は第7項に規定する認定を受けた日をいう。</u></p> <p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p><u>55の6-3</u> ……措置法第55条の6第1項の表の第3号…</p> <p>…措置法令第32条の4第14項第1号…</p> <p>…</p> <p>(注) ……</p> <p>…措置法規則第21条の5第9項又は第11項…</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>55の6-4</u> ……</p>

三十二 旧第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係</p> <p><u>(熱量変更費用の見積額に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p><u>56の2-1</u> ガス熱量変更準備金(連結事業年度において積み立てたガス熱量変更準備金を含む。)を積み立てている場合において、当該準備金の各事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第32条の6第3項に規定する「熱量変更費用の見積額」につき異動が生じたときは、その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の積立限度額は、その異動後の金額を基礎として計算するものとする。</p>

その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。

(廃 止)

(ガス熱量変更準備金の計算方法)

56の2-2 ガス熱量変更準備金は、措置法第56条の2第1項に規定する熱量変更計画(以下56の2-2及び56の2-3において「熱量変更計画」という。)ごとに計算するのであるから、一の熱量変更計画に係る準備金について積立不足となり、他の熱量変更計画に係る準備金について積立超過となる場合においても、その積立不足に係る金額と積立超過に係る金額とを通算することはできないことに留意する。

(廃 止)

(熱量変更計画が2以上ある場合のガス熱量変更準備金の取崩しの計算)

56の2-3 法人がガス熱量変更準備金(連結事業年度において積み立てたガス熱量変更準備金を含む。以下同じ。)への積立てを2以上の熱量変更計画について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの熱量変更計画について設けられているのであるから、措置法第56条の2第3項、第4項又は第5項第3号の規定による益金算入額は各熱量変更計画ごとに計算することに留意する。

(廃 止)

(ガス熱量変更準備金の取崩しの計算の基礎となる熱量変更費用の額の意義)

56の2-4 措置法第56条の2第4項第1号に規定する「各事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額」とは、熱量変更費用の額の支出の事実があったものをいうのであるから、当該各事業年度の損金の額に算入されたものであるかどうかを問わないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</u> <u>56 の 2-5 ガス熱量変更準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u>

三十三 第 57 条の 9 (社会・地域貢献準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>第 57 条の 9 (社会・地域貢献準備金) 関係</u></p> <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>57 の 9-1 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金 (連結事業年度において積み立てた社会・地域貢献準備金を含む。以下同じ。) の措置法第 57 条の 9 第 3 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</u></p> <p><u>57 の 9-2 社会・地域貢献準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三十四 第 57 条の 10 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>第 57 条の 10 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</u></p> <p>(実質的に債権とみられないもの)</p>	<p align="center"><u>第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</u></p> <p>(実質的に債権とみられないもの)</p>

57の10-1 措置法令第33条の9第2項

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)

(実質的に債権とみられないものの簡便計算)

57の10-2 措置法令第33条の9第3項

(適用事業区分)

57の10-3 措置法令第33条の9第4項

- ①
- 2

(主たる事業の判定基準)

57の10-4 措置法令第33条の9第4項

- ①

(いわゆる製造問屋の繰入率)

57の10-5

措置法令第33条の9第4項

57の9-1 措置法令第33条の8第2項

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)

(実質的に債権とみられないものの簡便計算)

57の9-2 措置法令第33条の8第3項

(適用事業区分)

57の9-3 措置法令第33条の8第4項

- ①
- 2

(主たる事業の判定基準)

57の9-4 措置法令第33条の8第4項

- ①

(いわゆる製造問屋の繰入率)

57の9-5

措置法令第33条の8第4項